

一般社団法人唐津東松浦医師会定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人唐津東松浦医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び佐賀県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医学の発達普及並びに各種疾患の研究を推進することにより、公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 医学教育の振興向上に関する事業
- (3) 医師の生涯研修に関する事業
- (4) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
- (5) 地域医療の推進、発展に関する事業
- (6) 地域保健の向上に関する事業
- (7) 保健医療の充実に関する事業
- (8) 医療施設の整備に関する事業
- (9) 医業経営の改善に関する事業
- (10) 会員の福祉に関する事業
- (11) 医師会相互の連絡・調整に関する事業
- (12) 医療センターの運営に関する事業
- (13) 地域の介護・福祉に関する事業
- (14) 医療技術者の養成に関する事業
- (15) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県において行うものとする。

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、唐津市及び東松浦郡を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に佐賀県医師会及び日本医師会の会員となる。

（入会、異動及び退会）

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条に基づく処分を行うことができる。

（会費、入会金及び負担金）

第8条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免することができる。

（会員の本務）

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（報告及び発表）

第10条 会員は、本会の目的に関する研究又は調査を本会に報告し、発表することができる。

（表彰）

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

（会員の権利の侵害及び名誉毀損）

第12条 会員であってその業務上の権利を侵害され、又は名誉を毀損されたと認めるときは、これを本会に申告することができる。

2 前項の申告があったときはこれを裁定委員会の審議に付さなければならない。

（会員の制裁）

第13条 会長は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができ

る。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員たる名誉又は本会の名誉を毀損したとき。
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき。
- (3) その他制裁を科すことについて正当な事由があると認めるとき。

2 前項の制裁は、戒告又は除名とする。

3 戒告は、理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。

5 前2項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、佐賀県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 第7条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- (3) 日本医師会又は佐賀県医師会の会員の資格を失ったとき。

第4章 総会

(総会)

第15条 総会は、全ての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(定例総会及び臨時総会)

第16条 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

2 定例総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に招集しなければならない。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選出)

第17条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、役員の任期に準ずる。

(議長及び副議長の職務)

第 18 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

3 議長及び副議長に事故があるとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、会長は議長となることができる。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第 19 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

2 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(総会の任務)

第 20 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 決算に関する事項

(2) 会費、入会金及び負担金の賦課徴収に関する事項

(3) 会員の除名

(4) 理事及び監事の選任及び解任

(5) 会長、副会長の選定及び解職

(6) 理事及び監事の報酬等の額

(7) 定款の変更に関する事項

(8) 本会の解散に関する事項

(9) 理事会が付議した事項

(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

(1) 第 56 条第 2 項に定める事業計画書、収支予算書等

(2) 第 57 条第 2 項に定める事業報告

(3) その他必要な会務報告

(総会の定足数及び決議)

第 21 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第1項から第3項までの適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会への出席発言)

第22条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第10条に該当する場合には、この限りでない。

(会員への通知)

第23条 会長は、総会において決議した事項を速やかに会員に通知しなければならない。

(総会の議事規則)

第24条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

(議事録)

第25条 議長は、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長の指名した出席会員2名が署名捺印しなければならない。

第5章 役員等

(役員等)

第26条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、副会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。

5 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事の中から法人法上の代表理事及び業務執行理事を理事会の決

議により選定する。

- 6 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、監査報告書を作成しなければならない。
- 3 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、任期満了又は辞任によって退任したことにより第26条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任等)

第30条 理事及び監事は、別に定めるところにより、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、総会の決議をもって選定及び解職する。

(役員補欠の選任)

第31条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第32条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員解任)

第33条 理事及び監事は、裁定委員会の審議を経て、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第34条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第35条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び

監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）

第 36 条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は、会長の相談に応じる職務を行う。

（参与）

第 36 条の 2 本会に、理事会の決議を経て、各 13 名以下の参与及び副参与を置くことができる。

- 2 参与は、別に定めるところにより選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与の任期は、会長の任期による。
- 4 会長は、必要と認めるときは参与会を招集し意見を聴くことができる。

第 6 章 理事会

（理事会）

第 37 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会への出席）

第 38 条 総会の議長及び副議長並びに本会の会員である佐賀県医師会の役員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の任務）

第 39 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

- (3)重要な職員の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6)法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく法人法第 111 条第 1 項の責任の免除

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 41 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第 7 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 43 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7 名以内の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第 44 条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第 45 条 裁定委員の任期は、第 29 条第 1 項（役員任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第 46 条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第 47 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第 13 条第 6 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分、権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 本会の裁定に不服があるものは、佐賀県医師会に、佐賀県医師会の裁定に不服があるものは、日本医師会に異議の申立てをすることができる。

(紛議に関する調停)

第 48 条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第 49 条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会の設置)

第 50 条 会長は、特に必要があると認める場合には、理事会の決議を経て特定の事項について意見を聴くために委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 9 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 51 条 本会は、社会保険及び公衆衛生上重要な医療及び保健指導については、団体契約を締結して行うことができる。

(行政庁に対する意見表明)

第 52 条 本会は、医療及び保健指導の改良発達に関して行政庁に対し意見表明を行うことができる。

第 10 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 53 条 本会の経費は、入会金、会費及び寄附金その他の収入をもって充てる

(財産の造成及び管理)

第 54 条 財産の造成及び管理又は財産であつて重要と認めるものの処分に関して必要な事項は、理事会の決議を経てこれを定める

(事業年度)

第 55 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 56 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会へ報告するものとする。
- 3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第57条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定例総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を事務所に据え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定例総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第58条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第59条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第60条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第61条 本会に、事務局を置く。

- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 本会の事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び執務に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第12章 雑則

(解散)

第62条 本会は、法人法第148条第1項第1号、第2号、第4号から第7号によるほか、総会において会員総数の3分の2以上の決議を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第63条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第64条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

(公告)

第65条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報への掲載により行う

(委任)

第66条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(議長及び副議長に関する経過措置)

2 この定款の施行の際、現に議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、議長及び副議長に選任されたものとみなす。

(会長等に関する措置)

3 この法人の最初の会長（代表理事）は大庭忠弘、副会長（業務執行理事）は森永幸二、桑原武文、理事は岩本剛人、渡辺尚、副島康、原田実根、本城史郎、中小田和宏、山田修、服巻信也、堀田まり子、冬野玄太郎、監事は夏秋洋一、藤岡勝慶とする。

(移行後最初に選任される役員に関する措置)

4 この定款施行後最初に選任される役員は、第31条第2項に関わらず前任者の残任期間を引き継がないものとする。

(裁定委員に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

(参与に関する経過措置)

6 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

- 8 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 9 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 55 条(事業年度)の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。